

うつくしま未来博成果継承基金の 活用に関する検討報告書

平成14年11月

うつくしま未来博成果継承基金活用会議

目次

はじめに	1
1 基本的な考え方	2
基金の背景	2
信頼の確保	2
活用の仕組み	3
公益信託のイメージ	5
2 助成金給付のための要件	6
助成対象者	6
助成対象活動	7
助成の種類	8
助成期間	11
助成の決定時期及び助成金の給付時期	12
助成金受給者の義務	12
助成制度の点検、見直し	13
3 情報の公開	14
4 出えん、寄付の公募	14
5 市民サポート組織	15
6 周知、理解の促進策	15
シンボルマークの作成	15
親しみやすい名称の設定	15
資料	16
うつくしま未来博成果継承基金活用会議設置要項	16
うつくしま未来博成果継承基金活用会議委員名簿	17
うつくしま未来博成果継承基金活用会議検討経過	18

はじめに

21世紀は地方自治の時代であるといわれており、これは、市民活動が主役となる“市民による市民のための地域づくり”の時代であることを意味していますが、市民活動に関しては特に資金面での課題があり、その持続的な発展には資金確保のための何らかの社会的な仕組みの整備が求められています。

21世紀始まりの年に開催されたうつくしま未来博は、県内外から多くの参加を得て成功のうちに閉幕を迎え、11億7千万円以上の剰余金を残しました。福島県ではこれを原資として12億円の基金『うつくしま未来博成果継承基金』を設置し、「未来博に参加した多くの県民による『県民の共有財産』」と位置づけて、「参加と連携による地域づくり」などの未来博の理念を継承する事業や、県内の自主的な公益的活動を支援する事業に役立てるようになりました。

本報告書は、福島県から、この基金の活用にあたって、活動者の自主性を損なわず、透明性、公平性を確保できる活用システムの検討を委ねられ、6月から7回にわたる会議の中で検討したものであり、限られた日程の中ではありましたが、市民と自治体が連携する協働の地域づくりを展望してとりまとめたものです。

本会議の作業は、福島県内の市民活動の実態に即したものとして、また他県の先進事例を参考にしつつ、市民活動がさらに活性化し、美しく、暮らしやすい福島県を市民との協働で築いていく礎となる基盤づくりを意識しながら進めてきました。

議論の中で形成されてきたシステムの重要なポイントは次のようなものです。

- ・助成を受ける活動者の自主性、自立性を確保する。
- ・助成の決定を市民の手で行う。
- ・透明性、公平性を確保する。
- ・長期にわたってシステムを存続させる。

このような観点から、本報告書では公益信託による4つのコースからなる助成システムの実現を提案します。

今後、この提案が施策化され、公益的な市民活動をいっそう促進し、また多くの方々にとって利用しやすい助成システムが作られることを期待します。

うつくしま未来博成果継承基金活用会議
コーディネーター 国馬 善郎

1 基本的な考え方

うつくしま未来博成果継承基金は、公益信託の仕組みにより、県民が自主的に取り組む公益的活動や地域づくり事業のための資金として活用されるべきである。

基金の背景と留意点

うつくしま未来博成果継承基金は、うつくしま未来博協会からの寄付金を原資としており、未来博に参加した多くの県民による『県民の共有財産』と考えられるものであるため、民間に還元されるよう図られるべきものである。

また、この基金設置の目的は「未来博の開催を契機として促進された県民の自主的かつ公益的な活動を支援する事業並びに未来博の開催の理念及び成果を継承する事業に要する資金を積み立てる」及び「当該資金に充てる」ためである（福島県うつくしま未来博成果継承基金条例第1条）。

うつくしま未来博は、豊かで多様なくらしが可能となる地域づくりのイメージを県民参加によって描き、全国に発信しようとした博覧会であり、その開催の理念とは、人々がよりよい地域づくりについて考え、行動していく「参加と連携による地域づくり」にあると言える。

このような背景から、基金活用に当たっては次の事項に留意する必要がある。

県民が自主的に取り組む公益的活動を支援する事業の原資とする。

県民が独自に、または関係する機関と連携して取り組む地域づくり事業の原資とする。

基金は、使うだけでなくそのための資金を積み立てる。

行政のための資金ではない。

信頼の確保

うつくしま未来博成果継承基金は、うつくしま未来博の主催者組織であるうつくしま未来博協会からの寄付金とその原資であり、まさに『県民の共有財産』ということができる特色を持っている。これは行政が関与しない、また行政のために使わない資金として理想的であるといえるが、その特色ゆえに、真に社会的に意味のある事業に使われるという「信頼」を得られるような仕組みにより活用を図らねばならない。

このような「信頼」を得るための活用の仕組みには、次のような要素が求められる。

情報公開、監査、報告等の仕組みがしっかりしていて、資金の流れや組織の運営に関する情報が公開され、透明性が確保されていること。

県民の社会貢献活動や地域づくり活動への参加を促進する役割を果たすものであるため、誰でも利用できる開かれたシステムであること。

社会貢献活動や地域づくり活動に対する期待が込められた資金であるため、それらの活動の発展・継続を支援するだけでなく、新たな活動が芽生え、成長することを促進する機能も持つこと。

活用の仕組み

基金の背景や活用のための信頼の確保を重要な視点として、活用の仕組みの種類と方法及びそのメリット、デメリット、デメリット対策に関して検討を行った結果が次の表である。

活用の仕組みの種類として、『公益信託』『県による直接補助・助成』『公益法人の設立』『補助・助成業務の委託』『事業委託』の5つの手法を比較検討した。

「資金の積み立て」という点においては、『公益信託』では信託財産を追加することが可能であり、その他の仕組みでは基金に繰り入れしていくことで積み立てていくことができる。

『公益信託』及び『公益法人の設立』は、県からの出えん若しくは寄付行為が行われ、資金を行政から切り離すこととなる。

「透明性の確保」では、どのような仕組みにおいても努力が必要であるが、第三者機関が意志決定に関与する『公益信託』と、情報公開条例により制度保証されている『県による直接補助・助成』が優れているといえる。

「誰でも利用できる開かれたシステム」であるためには、どのような仕組みにおいても資格要件が厳しくないことや事務手続きの簡明さの確保に努めなければならないが、行政が直接的に関与しない『公益信託』は、精神的な障壁（敷居）の低さを制度的に持っている。

新たな活動の萌芽や成長の促進には、積極的な周知・広報活動のほか「草の根」的な広がりを持つことが有効であり、制度的に市民の参加の度合いを大きく許容する『公益信託』が大きな可能性を持っている。

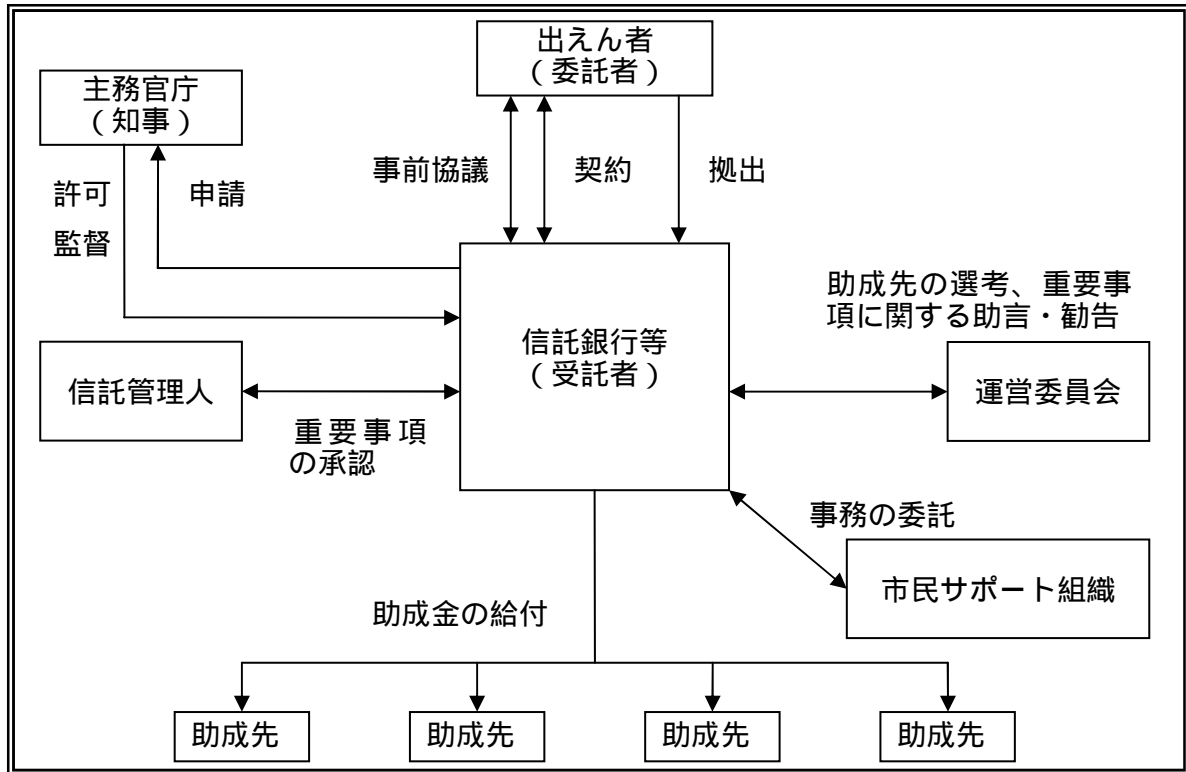
このような個々の条件を比較検討した結果、5つの手法はそれぞれに一長一短があり、あらゆる点において優れているという仕組みは存在しないが、うつくしま未来博成果継承基金の設置趣旨に照らし、最もふさわしい選択として、その活用には『公益信託』による助成金の給付という手法をとるべきである。

活用の仕組みの比較

種類	内容、開設の方法	メリット	デメリット	デメリット対策
公益信託	助成金を信託銀行等（受託者）に拠出し受託者が信託目的に沿って助成金を給付する。助成方法、助成先等は第三者機関（運営委員会）の助言・勧告により決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 民間の自主性・自立性が確保でき、民間の視点で助成先を選定できる。 市民の手で助成先を決定できるため、社会的な理解が得られやすい。 信託先の経営資源等の活用により事務負担が軽減が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 信託銀行等（受託者）に市民活動支援のノウハウが少なく、趣旨に則った適正な事務処理に不安がある。 県の行政施策・方針と無関係に助成するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民による公益信託をサポートする組織が、必要な指導・助言等を行うとともに必要に応じて委託を受け、事務の一部を行う。 市民活動のニーズに的確に対応できることが重要である。
県による直接補助・助成	県が、補助・助成を希望する団体等に直接補助金等を支出する。県が第三者による協議会的な組織を作って助成する方法もある。	<ul style="list-style-type: none"> 県の行政施策・方針に沿った補助・助成が可能である。 県の事業と連携した事業展開を行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の意向に影響されやすく、補助・助成を受ける団体の自立性を損なうおそれがある。 行政の視点からの補助・助成となる。 県による既存の補助・助成事業との調整が行われる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動関係者を含む選考委員会方式等を導入する。
公益法人の設立	県が財団を設立し、財団が補助・助成事業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 県が設立者となるため、県の行政施策・方針に沿った補助・助成が行われる。 県の事業と連携した事業展開を行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の意向に影響されやすく、補助・助成を受ける団体の自立性を損なうおそれがある。 公平性・透明性の確保に不安がある。 低金利下では運用益が少なく、運営経費の捻出が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 公平性・透明性の確保のため、情報公開に最大限の努力をすする。
補助・助成業務の委託	県からの資金提供により民間団体に補助・助成業務の実施を委託する。	<ul style="list-style-type: none"> 県の事業と連携した事業展開を行いやすい。 委託先の経営資源等の活用により事務負担の軽減が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な委託先の選定が困難である。 公平性・透明性の確保に不安がある。 県の意向に影響されやすく、補助・助成を受ける団体の自立性を損なうおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公平性・透明性の確保のため、情報公開に最大限の努力をすする。
事業委託	県から、各市民団体等の活動内容に応じた適切な事業の実施を委託する。	<ul style="list-style-type: none"> 県の事業と連携した事業展開を行いやすい。 低コストで効率的な業務遂行が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の自主性を損なうおそれがある。 対応できる事業・団体等が限定される。 契約の公平性・透明性の確保に不安がある。 	

公益信託のイメージ

公益信託により助成金を給付するイメージは以下のようなになる。



出えん者と信託銀行等との間で、公益目的の具体的な選定、その目的達成のための方法、契約書の内容等について、打ち合わせを行う。

信託銀行等は、公益信託の引き受けについて主務官庁に許可申請する。

主務官庁は、これを審査のうえ、許可する。

許可を受けた後、出えん者と信託銀行等との間で、「公益信託契約」を締結する。

主務官庁は、信託銀行等（受託者）に対し、財団法人に対するのと同様の監督のほか、事務処理の検査、処分を行うことができる。

出えん者（委託者）は、信託財産となる資金を拠出する。

公益信託の運営（運営委員会、募集・受付の事務等）を円滑に行うため、受託者は市民活動をサポートする公益的な法人に事務を委託することができる。

信託管理人は、受益者に代わって、受益者の利益を保護するために受託者の職務執行を監督し、重要な事項について承認を与える。

運営委員会は、公益目的の分野における学識経験者等による受託者を補佐する諮問機関として、助成先の選考及び事業の遂行について助言・勧告を行う。

受託者は、運営委員会の助言・勧告に基づき、公益信託の目的に沿った助成先に助成金を交付する。

2 助成金給付のための要件

公益信託による助成金の給付事業が、信託目的に沿って適正かつ円滑に行われるためには、どのような活動を対象とするのか、どれだけの額までの助成を求められるのか等の様々な基準要件を適切に設定しなければならない。

このような要件について、透明性が確保され、誰でも利用できる開かれたシステムとし、公益的な活動の発展を支援し、新たな活動の萌芽・成長を促進するような形とはどのようなものであるかの検討を行った結果は以下のとおりである。

助成対象者

福島県内にその活動基盤を置く、ボランティア活動をはじめとする不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する社会貢献活動を行う団体、グループ及び個人に対して助成を行うべきである。ただし、次に該当する者に対しては助成を行うべきではない。

- (1) 法人（特定非営利活動促進法第2条第2項の規定によるNPO法人を除く）。
- (2) 責任者、連絡先等が明確でない者。
- (3) 助成資金の管理能力に欠けると認められる者。

助成対象者に「個人」を含めるかどうか

- 活動の広がり、有効性、実現の確実性、社会的信用等の観点からは個人を対象とすることに否定的となるが、助成対象活動の要件として「共同して主体的に当該活動を行う2名以上の賛同者」を組み込むことで、否定的要件を回避しながら門戸開放感を獲得し、また個人的な活動が広がりを持つ契機となることも期待できる。

NPO法人を除く法人

- 県や市町村等の自治体、株式会社や有限会社等の企業、社団・財団法人の公益法人、農業協同組合や労働組合等の個々の特別法による法人。それぞれ財政的基盤があり、資金助成の対象とするにふさわしくない。

助成対象活動

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、主として福島県内で行われる主体的な活動であって、次に掲げる活動に該当するものを助成対象活動とすべきである。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) まちづくりの推進を図る活動。
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (5) 環境の保全を図る活動。
- (6) 災害救援活動。
- (7) 地域安全活動。
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (9) 国際協力の活動。
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。
- (11) 子どもの健全育成を図る活動。
- (12) 情報化社会の発展を図る活動。
- (13) 科学技術の振興を図る活動。
- (14) 起業環境の整備又は新たな産業の創造を支援する活動。
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動。
- (16) 消費者の保護を図る活動。
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体、グループ及び個人の活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

なお、次に該当する活動は助成の対象とすべきではない。

- (1) 営利を目的とする活動。
- (2) 特定の団体、グループ又は個人のみ利益に寄与する活動。
- (3) 地区住民の交流行事や親睦会などのイベント。
- (4) 政治又は宗教布教を目的とする活動及びそれらの活動との連動性や一体性を持つ活動。
- (5) 他から委託された活動。
- (6) 学術的な研究を主目的とする活動。
- (7) 当該活動に賛同して主体的に活動を行う共同参画者を2名以上得られない個人活動。

助成対象活動の考え方

- ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動であり、特定非営利活動促進法第2条別表に規定されている活動を基本とする。

助成対象としない活動の考え方

- 非営利で不特定多数の利益の増進に寄与する主体的な社会貢献活動が助成対象であり、明らかにこれに該当しないものは助成対象から除く。
- 活動を実施したその成果を理解するために高度で専門的な学術的知識が必要とされるような学術的な活動については、直接的な公益性が薄いと考えられる。
- 活動の広がり、有効性、実現の確実性、社会的信用等のため、個人で行う活動については2名以上の賛同者（共同活動者）を求める。

他の機関から助成金、補助金を受給している活動であっても助成対象とするが、この場合活動に要する経費の額から他の助成金、補助金の額を差し引いた額を上限とする。

助成の種類

多様で幅広い社会貢献活動に対応した助成制度とするため、以下に掲げるような助成の種類（助成コース）を設けるべきである。

スタートアップ支援コース	
趣旨	これから社会貢献活動を始めようとする団体、グループ及び個人のスタートを支援する。
助成対象経費	活動のために必要となる経費全般。ただし、売上収入を得るための経費及び助成申請者の飲食に係る経費は除く。
助成額	10万円程度を上限とする。
助成率	助成対象経費の10分の10を限度とする。
選考方法	これまでの活動実績や助成対象活動の計画、収支計画等を明らかにした書面による審査。
選考基準	公益性、実現性、妥当性を主な視点として選考する。
条件	このコースによる助成は、1対象者につき1回限りとする。

草の根活動支援コース	
趣旨	継続的に公共的サービスの提供等の社会貢献活動を行うボランティア活動を支援する。
助成額	1回の活動ごとの定額若しくは月額等（活動の種類により500～5,000円程度）による助成を行う。年間10万円程度を上限とする。
選考方法	これまでの活動内容、活動頻度、活動規模等の活動実績とその成果等を要件として書面審査により登録を行い、書面による活動実績報告によって助成金の支出を決定する。
選考基準	公益性、継続性を主な視点として選考する。
条件	助成金の支出は登録者の活動実績を確認したうえで行う。

発展事業支援コース

趣旨	社会貢献活動を本格的に展開しようとする団体、グループ及び個人の事業活動を支援する。
助成対象経費	事業活動に必要なとなる会議費、通信連絡費、旅費交通費、機材レンタル料、物品購入費、委託外注費、講師謝金、人件費、事務諸経費等の経費。ただし、売上収入を得るための経費、従来から恒常的に発生している人件費や運営諸経費及び助成申請者の飲食に係る経費は除く。
助成額	500万円程度を上限とする。ただし、助成金を活用して発展的な事業を行うのに必要な経験や知識、透明性の確保や公益性を重視した事業運営のノウハウ等を持つことを客観的に示す実績（過去に本助成制度を活用して同分野の事業を行って十分な成果を挙げている等）がない者については100万円程度を上限とする。
助成率	助成対象経費の10分の8程度を限度とする。
選考方法	これまでの活動実績や助成対象活動の計画、収支計画等を明らかにした書面による審査に加え、一般公開で行うプレゼンテーションによる審査を行う。
選考基準 制限	公益性、実現性、発展性、創造性、妥当性を主な視点として選考する。複数年にわたる活動である場合でも、1年毎の助成申請を必要とする。

自治体との協働コース

趣旨	地域住民による積極的な地域づくりへの参画を支援するため、地方自治体との協働プロジェクトにおける地域住民側の必要経費を助成する。
助成対象経費	自治体との協働事業費のうち助成申請者が負担する経費。ただし、売上収入を得るための経費、従来から恒常的に発生している人件費や運営諸経費及び助成申請者の飲食に係る経費は除く。
助成額	1000万円程度を上限とする。
助成率	助成対象経費の10分の10を限度とする。
選考方法	これまでの活動実績や協働事業発足の経緯と必要性、役割分担及び経費負担の考え方、協働事業計画、収支計画等を明らかにした書面による審査に加え、一般公開での当該自治体との共同プレゼンテーションによる審査を行う。
選考基準 制限	公益性、実現性、発展性、創造性、妥当性を主な視点として選考する。地域住民である助成申請者と自治体とが、それぞれの立場から双方とも主体的に取り組む協働事業を対象とする。

スタートアップ支援コースは新たな活動の萌芽を期待して、助成要件等を緩やかに設定する特別な設定であり、同一者が何度もあるいは継続して利用することは趣旨に反する。たとえ10万円以下の助成希望額であっても2回目以降は他の助成コースを利用することとなる。

草の根活動支援コースは、次に掲げるような分野で継続的に行われる活動であって、明らかに社会に貢献すると客観的に認められる公益的な活動のみを対象とするものであり、その助成対象となる具体的な活動及び各助成対象活動に対する助成金額については、各活動の実態について別途詳細な調査・検討を行ったうえで決定するべきである。

高齢者福祉活動、障がい児・障がい者福祉活動、子ども・青少年健全育成活動、
スポーツ・レクリエーション活動、文化伝承活動、国際交流・国際協力活動、
環境保全活動など

本助成制度が安定して健全に運用されていくためには、年間の助成件数及び総助成金額を適正に設定する必要があるが、その決定に当たっては、類似する助成制度等の実績等を参考としながら、本助成制度がある程度長期（15年～30年）にわたって市民活動の成長に寄与し、真に公益的な活動の支援に活用されるよう、十分な調査・検討のもとに適正に設定する必要がある。また、様々な社会状況により常に変化していく資金需要に対応できるよう、年間の助成件数及び総助成金額は毎年点検・見直しを行うべきである。

自治体との協働コースにおける「協働」とは、互いに自立した対等の立場で、共通の目的に向かって適切な役割分担を行い、課題を解決しようとすることを指すものであり、それぞれが本来行うべき役割を他者が肩代わりするものではない。申請者と自治体が、双方の行うべき範囲を明らかにしたうえで、施策の企画段階からともに考えていくというプロセスと双方の応分相応の経済的な負担を伴うことが重要な要件となるものであって、当然にその具体的な施策は申請者の発意・ニーズが直接的に反映されたものであるべきものである。

自治体からの委託については、本来自治体が行うべきものを他者が代わって行うという面があり、自治体との協働コースにおける「協働」には該当しない。

自治体との協働コースにおいては、申請者と自治体の相互理解が不可欠であり、申請者が地域住民や自治体から信頼が得られる組織となる必要があるほか、自治体側においてもあらゆる部署における職員の意識改革を進める必要がある。

助成決定のための選考に当たっては、『県民の共有財産』による助成制度であることから、まず公平性及び透明性が求められることは当然であるが、併せて本助成制度の積極的な活用を妨げないための簡便性も確保しなければならない。本助成制度を使い勝手のよいものにするために受給のための手続きを簡素化することは必要であるが、公平性・透明性の確保のため、申請段階からどのような活動を計画し、どのような成果をあげようとしているのかを明らかにしていくことも重要であることから、高額となる助成活動の審査についてはプレゼンテーションを導入すべきである。またその準備過程での活動計画の精緻化や将来に向けてのステップアップ（他制度へのチャレンジの練習）につながることも期待でき

る。

助成対象経費についての考え方は概ね次のとおりである。

- (1) 会議費 会議やワークショップ等を開催するための会場施設使用料。
- (2) 通信連絡費 郵便送料、電話通信料等。
- (3) 旅費交通費 交通費実費、宿泊費等。
- (4) 機材レンタル料 臨時に必要となる機材のレンタル料。
- (5) 物品購入費 活動に主要な役割を果たし、助成対象活動が完了しても継続的に活用できる物品の購入費用。
- (6) 委託外注費 活動に主要な役割を果たし、助成申請者だけでは不可能な高度な技術や知識を必要とする作業や開発、制作、印刷製本等の委託外注費用。
- (7) 講師謝金 外部から招へいした講師や指導者に支払う謝金。
- (8) 人件費 活動に主要な役割を果たす、技術、知識や役務を提供する者に支払う経費。
- (9) 事務諸経費等 活動に必要な事務用品や消耗品、写真代その他の経費。

選考基準についての考え方は次のとおりである。

- (1) 公益性 広く地域、社会に貢献する活動であるか。
- (2) 実現性 実施体制、事業計画、スケジュールなどから実現可能な活動であるか。
- (3) 発展性 助成により現在の水準を高め、様々に広がる可能性を持つ活動であるか。
- (4) 創造性 時代状況に応じた新しい分野に取り組み、問題を解決するための工夫やアイデアがある活動であるか。
- (5) 妥当性 経費見積が活動内容に見合ったものであり、助成の効果が高い活動であるか。
- (6) 継続性 個別の事例に対処する一時的な活動ではなく、社会的なニーズに応えるために長期的な視野でかつ一定の頻度をもって行う活動であるか。

助成期間

募集する助成対象活動の期間は、毎年4月から翌年3月までの1年以内とする。

助成の募集は毎年、年1回行う。

過度に長期にわたる活動を一つの申請行為で助成し続けることは問題があり、1年以内を限度とするべきである。

1年以上にわたる活動である場合は、4月から3月までの区切りで一つの活動とし、必要な場合は毎年助成申請の手続きを行う。

助成申請者は、活動の始期が属する助成期間を対象とする募集に対して助成申請の応募を行う。

助成の決定時期及び助成金の給付時期

他の助成制度との併用及び助成制度としての利便性を考慮して、助成の決定時期及び助成金の給付時期は以下のように設定することが望ましい。

助成の決定時期

助成選考の合否の決定は、他の助成制度に先行する時期に行う。

本助成制度の選考に洩れた者が、他の助成制度に応募する機会を設けるため、助成の決定は他の助成制度の申請に間に合う時期に行うべきである。

自治体との共同プロジェクトに対しては、自治体の次年度当初予算編成作業に対応できる時期に助成の決定を行う。

助成金の給付時期

助成金の給付は原則として年1回、4月に行う。

ただし、軽易な審査により決定するものについては年2回もしくは3回の給付を行う。

一般に活動は年度を単位もしくは区切りとして行われることが多く、その資金需要に対応するため、年1回4月に給付する。

タイムリーな助成を行うため、軽易な書類審査のみにより決定するものであれば、可能な限り募集、助成の回数を多くすべきである。

助成金受給者の義務

活動報告の義務

助成を受けた活動の成果等を広め、その後の活動に継承し、また助成金が正しく活動に使用されたことを明らかにするために、助成金受給者に対しては、書面及び公開発表により以下のような報告を義務づけるべきである。

スタートアップ支援コース

- 活動成果報告（書面提出のみ）
- 助成金使途報告（書面提出のみ）

草の根活動支援コース

- 活動実績報告（書面提出。活動先での活動内容が確認できる資料を添付）

発展事業支援コース、自治体との協働コース

- 活動成果報告（書面提出及び公開発表）
- 助成金使途報告（書面提出）

助成金の返還義務

次のような場合は助成金の一部または全部を返還させ、またその事実を公表すべきである。

偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき。

助成金を対象活動または対象経費以外に使用したとき。

助成対象活動が縮小、中止若しくは継続不能となり、または助成対象期間内に完了できないとき。

発展事業支援コース及び自治体との協働コースのうち、その活動が長期にわたるものについては活動の経過及びその進捗状況を明らかにするため、中間活動報告を書面提出及び公开发表の形で行うことが望ましい。

草の根活動支援コースについても、その活動の実態を広く周知し、広げていくために公开发表による活動報告を求めることが望ましい。

本助成制度の公平性、正当性及び透明性を保つため、不当な助成金の受給、使用に関しては極めて厳格に対応すべきであり、高額の助成に係る悪質な不正行為を抑止するために、さらに強い制裁規定の検討も必要である。

助成制度の点検、見直し

毎年の募集に際し、社会状況や前年の実績等を踏まえて各コースの募集件数、助成金額等に必要な修正を加えるとともに、各助成コースのあり方等も含めた本助成制度の点検、見直しを定期的に行う。

本助成制度は長期にわたり存続させるべき制度であるため、年月の経過とともに社会の実情に合わない部分が生じることも想定される。今後の時代状況の変化に対応し、常に社会のニーズに応えられる制度であり続けるためには、3年から5年毎に各助成コースのあり方も含めた本助成制度の点検、見直しを行っていく必要がある。

3 情報の公開

積極的な情報公開のため、次のような手法により本助成制度に関する情報を発信していく。

本助成制度のためのインターネットホームページの開設及び公開。

中間活動報告、活動成果報告を効果的に行うための公開活動報告会の開催。

募集、応募から審査、決定、中間・成果報告に至るまでのあらゆる情報の積極的な公開。

本助成制度の正しい理解と積極的な活用を促すには、情報の公開が不可欠であり、さらに別途有効な手法があれば積極的に活用して情報発信に努める必要がある。

4 出えん、寄附の公募

本制度の社会的意義が幅広く理解されるよう努力し、この公益信託への出えん、寄付について、県内に広く、継続的に呼びかけを行っていく。

本助成制度はうつくしま未来博成果継承基金を公益信託として出えんし、その信託財産を取り崩して助成事業の原資として、行政に属さない独立した中立的な立場から、ボランティア活動をはじめとする主体性を持った多様な社会貢献活動を可能な限り長期にわたり支援し続けていくこととしているが、現段階では15年から30年後には信託財産が消滅することが予想される。しかし、社会貢献活動への支援はさらに長期にわたって継続的に行っていくことが必要であり、そのためには県内に広くこの公益信託への出えん、寄付を継続的に呼びかけ、単に「活動に対して助成する」制度であるだけでなく、同時に「活動のための資金をみんながつくっていく」制度であることも理解してもらうよう努力していく必要がある。

5 市民サポート組織

本助成制度を信託目的に沿ってより円滑かつ適正に運用していくには、全県域をカバーして市民活動に関する情報の提供、助言等を行う、市民によるサポート組織が、受託者と協力・連携して業務に当たることが必要である。

公益信託による助成は、公益法人や直接助成等の方法に比してその運営を効率的かつ弾力的に行うことが可能であるが、市民活動、社会貢献活動等に対する助成事業は、地域独自のニーズや風土に根ざした文化、価値観等の正しい理解なしには適切な執行が困難な、特殊といえる分野に属するものである。

地域に根ざす公益的な活動に対する助成事業を適正に遂行し、信託目的を達成するためには、資金の管理の他に助成金の募集事務や応募者からの相談、審査のための基礎情報となる申請内容の調査やその他信託目的を達成するために必要となる研究、助言等を継続して行っていく必要がある。

このような業務には県全域にわたって地域に根ざすボランティアを初めとする社会貢献活動に関する実態やその背景、ニーズを把握する能力が求められるものであり、社会貢献活動等を実施し、またはそのような活動の支援を行っている者で構成する組織がこの業務を担うことが最も望ましい。

市民による、全県域をカバーするサポート組織が、必要な業務を受託者と連携して行う仕組みを作ることが、公益信託の適正かつ円滑な運用のために必要であり、このような組織のあり方及びその設置について早急に検討する必要がある。

6 周知、理解の促進策

本助成制度の社会的な浸透を図るために、次のような具体案を提示する。

シンボルマークの作成

本助成制度のためのシンボルマークを作成し、助成対象活動についてはその積極的な使用を奨励する。

親しみやすい名称の設定

本助成制度の周知、理解を促進するために、親しみやすく呼びやすい名称を設定すべきである。なお、本会議としては次のような名称がふさわしいと考える。

- 公益信託うつくしま地域づくり基金（またはファンド）
- 公益信託うつくしま未来地域づくり基金（またはファンド）
- 公益信託うつくしまNPO・市民活動基金（またはファンド）
- 公益信託うつくしま基金（またはファンド）

資料

◆ うつくしま未来博成果継承基金活用会議設置要項

(設置の趣旨)

第1条 うつくしま未来博成果継承基金は、うつくしま未来博の開催を契機として促進された県民の自主的かつ公益的な活動を支援する事業並びに未来博の開催理念及びその成果を継承する事業に要する資金に充てるために設置された。その原資はうつくしま未来博協会からの寄付金であり、未来博に参加した多くの県民による『県民の共有財産』と考えられるものであるため、広く県民の公益的な活動等の助成に活用されるための効果的な活用システムの構築が必要である。

このような公益的な活動等の自主性を損なわない間接的で、かつ透明性、公平性を確保できる、県民自らの手による活用システムを検討するため、うつくしま未来博成果継承基金活用会議(以下「活用会議」という。)を設置する。

(会議)

第2条 活用会議は、うつくしま未来博成果継承検討会議座長(以下「検討会議座長」という。)が必要に応じて招集する。

(検討事項)

第3条 活用会議は、次に掲げる事項を検討し、その結果を検討会議座長に報告する。

- 一 透明性、公平性が高く、かつ活動者の自主性を損なわない資金助成システムに関すること。
- 二 資金助成の対象となる活動等の基準に関すること。

(組織)

第4条 活用会議は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

2 活用会議にコーディネーター1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 コーディネーターは、副コーディネーター1名を委員の中から指名することができる。

4 コーディネーターは活用会議の意見をとりまとめ、副コーディネーターはコーディネーターの職務を補佐する。

5 コーディネーターが会議に出席できないときは、副コーディネーターがその職務を代行する。

(庶務)

第5条 活用会議の庶務は、生活環境部県民環境室県民文化・消費生活グループにおいて処理するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、活用会議の運営に関して必要な事項は、うつくしま未来博成果継承検討会議座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年6月10日から施行する。

◆ うつくしま未来博成果継承基金活用会議委員名簿

委員名	性別	所属等
いがらし 五十嵐 まりい	女	ふくしま地球市民ネットワーク
きよかわ まさのり 清川 雅史	男	特定非営利活動法人 会津NPOセンター専務理事
こくま よしろう 国馬 善郎	男	元郡山女子大学短期大学部教授
さくま じんいち 佐久間 仁一	男	うつくしまYOSAKOI振興会代表
さとう かずこ 佐藤 和子	女	特定非営利活動法人 ふくしまNPOネットワークセンター代表理事
しんし とおる 進士 徹	男	あぶくま自然大学学長
ながさわ としえ 長澤 利枝	女	ごみとくらしを考える市民の会事務局長
ふじさわ ひろき 藤澤 宏樹	男	県立会津大学短期大学部社会福祉学科講師
まつだ つよし 松田 剛志	男	特定非営利活動法人 フォーラムパワーアップいわき副理事長
まるやま やえこ 丸山 八重子	女	ばけっこ ばけっこ座代表

印及び 印は、それぞれコーディネーター及び副コーディネーター。

◆ うつくしま未来博成果継承基金活用会議検討経過（7回開催）

6月10日（月） うつくしま未来博成果継承基金活用会議を設置

6月14日（金） 第1回活用会議を開催（県庁）

- 委員の互選によりコーディネーターに国馬委員（郡山女子大学短期大学部元教授）を選出。
- コーディネーターの指名により副コーディネーターは藤澤委員（会津大学短期大学部社会福祉学科講師）に決定。
- 同基金による資金助成手法について、公益信託、直接助成、財団設立、助成業務委託、事業委託の各手法を比較検討し、公益信託又は財団設立の2つの手法に絞られる。

7月16日（火） 第2回活用会議を開催（自治会館）

- 前回の会議に引き続き、同基金による資金助成手法について、公益信託及び財団設立を比較検討し、公益信託とすることで全委員一致で決定。

8月22日（木） 第3回活用会議を開催（郡山ビューホテルアネックス）

- 同基金による資金助成の対象者、対象活動、対象経費等について検討。
- 「公益信託いわて NPO 基金」の市民サポート組織「特定非営利活動法人いわて NPO フォーラム21」の事務局長高橋剛氏を招き、同公益信託の運営状況等について話を聞き、委員と意見交換を行う。

9月2日（月） 第4回活用会議を開催（県庁）

- 前回の会議に引き続き、同基金による資金助成の対象者、対象経費、年間の総助成金額・総件数、助成の種類（助成コース）等について検討。

9月12日（木） 第5回活用会議を開催（自治会館）

- 前回の会議に引き続き同基金による資金助成の種類（助成コース）等について検討。

10月9日（水） 第6回活用会議を開催（県庁）

- 前回の会議に引き続き同基金による資金助成の種類（助成コース）等について検討。

10月28日（月） 第7回活用会議を開催（自治会館）

- これまで6回にわたって検討してきた内容を総括し、検討結果報告書の作成に向けた取りまとめを行う。